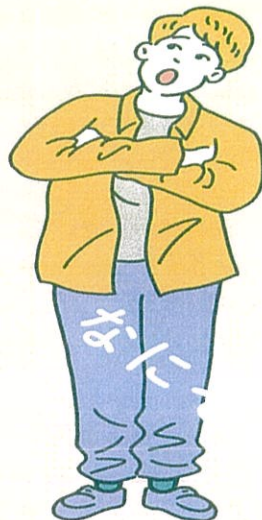


# 国立病院機構函館病院は 8月1日より紹介受診重点 医療機関に指定されました

始まりです。  
紹介受診重点医療機関。



もっと詳しく知りたい方は [厚生労働省 紹介受診重点医療機関](#)



それは、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関です。  
・手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。

・紹介状のありなしに関わらず、受診は可能ですが、紹介状がなく来院された場合、一部負担金(3割負担等)とは別の「特別の料金」が原則必要となります。

## ■初診時・再診時選定療養費とは

国(厚生労働省)が「初期治療は地域の医院やかかりつけ医で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進と、かかりつけ医の推奨を図るために定めた制度で、**紹介状なしに200床以上の病院に受診した場合に保険適用の診療費とは別に選定療養費をご負担いただく制度です**  
(医科：7,000(税込)、歯科：5,000円(税込))。

## 令和6年1月1日より初診時・再診時選定療養費を変更します

初診

初診時選定療養費	医科：7,000円(税込)
	歯科：5,000円(税込)

- 次のような場合には、初診時選定療養費をご負担いただきます。
  1. 他の医療機関より、紹介状なしで初めて受診する場合
  2. 患者さんが任意に診療を中止し、**3ヶ月以上経過後**に受診する場合(※)
 ※慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合を除きます。

再診

再診時選定療養費	医科：3,000円(税込)
	歯科：1,900円(税込)

- 次のような場合には、再診時選定療養費をご負担いただきます。
  1. 主治医が他医療機関への紹介を行った後、自らの希望で当院を受診する場合(受診の都度かかります)。

- 次に該当する方は、選定療養費はいただきません。
  1. 他の医療機関から、紹介状をお持ちの方
  2. 国の公費負担医療制度の受給対象者
  3. 地方単独の公費負担医療の受給対象者(事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る)
  4. 労働災害・公務災害で受診の方
  5. 救急搬送された方、救急当番日に救急受診された方
  6. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方